

「足場の組立て等業務特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

足場の組立て、解体又は変更の作業に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条）により、特別教育を実施しなければならない旨が規定されています。（※平成27年7月1日より施行、足場の高さに関係なく、また、脚立足場の組立て等にも適用。）つきましては、標記特別教育を下記により実施しますので、当該業務に従事する労働者或いは従事することが予定されている労働者は、漏れなく受講されますようご案内します。

記

1. 日 時 令和7年12月16日（火） 9:00～16:00（受付 8:45 から）

2. 場 所 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田458）

3. 教育日程

科 目	時 間	講 師
①足場及び作業方法に関する知識	3 時間	足場の組立て等特別教育インストラクター・ 一級とび技能士 吉 森 英 樹 氏
②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30 分	
③労働災害の防止に関する知識	1 時間 30 分	
④関係法令	1 時間	

4. 受講料（テキスト代及び税を含む。）

●鳥取県労働基準協会 1 人 9,000円（テキスト代込み）
（消費税10%、内税818円）

●非協会員 1 人 11,000円（テキスト代込み）
（消費税10%、内税1,000円）

5. 申込方法

令和7年12月8日（月）までに、別紙「受講申込書」により、郵送・メール又はF a x（0858-22-9054）で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参又は銀行振込によりお支払い願います。

なお、申込み期日までに入金を確認できない場合は、キャンセルされたものとみなします。

振込口座	<u>鳥取銀行倉吉支店（普）0207231</u>
名義人	<u>（一社）鳥取県労働基準協会中部支部</u>

6. 定員 50名（定員に達し次第、募集を締め切ります。）

7. その他

- （1）協会発行の「特別教育等受講者記録」（受講証）をお持ちの事業場は、受付の際にお渡し下さい。受講者には、各人ごとに修了証を交付します。
- （2）受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- （3）受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、12月8日（月）までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- （4）「足場の組立て等業務特別教育」は、「人材開発支援助成金」（建設労働者技能実習コース）の対象になり得るものであり、支給要件に該当すれば助成金を受けることができます場合があります。（詳細は鳥取労働局職業安定課 TEL: 0857-29-1707 にお問合せ下さい。）
- （5）申込み・問合わせ先

（〒682-0811）倉吉市上灘町115-1（有）河崎組3F

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

登録番号：T5270005000526

TEL・FAX 兼用 0858-22-9054

「足場の組立て等業務特別教育」受講申込書

受講者氏名	生 年 月 日	備 考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

(1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○をして下さい。)

(2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)

(3) 受講料の支払い方法 (持参 ・ 銀行振込) (いずれかに○をして下さい。)

(4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○をして下さい。)

※希望する場合はいずれかに○をして下さい (請求書 ・ 領収書)

メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp

上記のとおり申込みます。

令和7年 月 日

事業場名：

所 在 地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名：

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(T e l ・ F a x 兼 用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)